

避難情報発令等に伴う臨時休業及び荒天時の出欠等の取扱について

令和3年8月30日
鳥取県立米子東高等学校

このことについて、生徒の安全を第一に考え、下記のとおりとします。

1 臨時休業

原則として、以下の基準により、校長は臨時に授業を行わないこと（臨時休業）を決定します。なお、当該決定内容は、学校ホームページ及びマチコミメールにより周知します。

- (1) 午前6時の時点で、米子市に対して、避難情報等（※1）の警戒レベル4又は5（※2）が発令されている場合
- (2) 午前6時の時点で、米子市に対して、大雨特別警報等の特別警報又は氾濫発生情報が発令されている場合
- (3) 気象条件、JRの運行状況・運行計画等により総合的に判断し、臨時休業の必要がある場合

2 荒天時の出欠等の取扱

- (1) 居住地に上記1（1）が発令されている場合、学校に連絡の上、自宅等で待機してください。待機している時間は公欠とします。
- (2) 気象警報等の発令の有無にかかわらず、荒天のため公共交通機関が運休・遅延している場合は、以下のとおりとします。
 - ①公共交通機関で通学している者
 - ア 利用する公共交通機関が運休・遅延している場合、学校に連絡の上、自宅等で待機してください。待機している時間は公欠とします。
 - イ 午前10時以降も利用する公共交通機関が運休しており、他の安全な登校手段がない場合、学校に連絡の上、自宅学習をしてください。その日は公欠とします。
 - ②自転車や徒歩などで通学する者
 - ア 安全に登校することができないと判断した場合は、学校に連絡の上自宅等で待機してください。その日は公欠とします。

3 その他

- (1) ホームページやマチコミメールで学校から発信される情報に注意してください。
- (2) 荒天時は不要不急の外出は控えてください。

※1 避難情報等：平成30年度7月豪雨を受け、令和元年度出水期（6月頃）から開始された、災害のおそれの高まりに応じて取るべき行動を直感的に理解できるような防災情報

※2 警戒レベル4又は5：市町村が発令する行動を促す情報のうち、[避難指示]（レベル4）、[緊急安全確保]（レベル5）